（翻訳文）

臨時株主総会招集通知

以下の通常議案を検討し、適当と思われる場合には可決することを目的として、ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド（以下「当社」という。）の臨時株主総会を 2020 年 12 月 1 日（火曜日）午後３時 30 分より（又は同日の午後１時 30 分から開催される第 37 回定時株主総会終了後又はその延会の日時より）マレーシア　55100　クアラルンプール　ジャラン・ブキット・ビンタン 205　メナラ・ワイ・ティー・エル８階 タウン・ホールの放送会場（以下「放送会場」といいます。）からライブストリーミングによる完全なバーチュアル総会として開催致します。

通常議案（第１号議案）

ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド及び／又は適格子会社の適格従業員及び取締役を対象とする新たな従業員株式オプション制度（以下「ESOS」又は「2020 年スキーム」という）の設立の提案（以下「ESOS 案」という。）

「ブルサ・マレーシア・セキュリティーズ・バーハッド（以下「ブルサ・セキュリティーズ」）及び／又は当事者（必要に応じて）の承認を含むがこれらに限定されない、すべての関連する承認が取得されていることを前提として、以下のことを当社に承認すること。

(i)　参加資格の基準を満たす当社及び／又は適格子会社（休眠会社である子会社を除く。）における適格従業員及び取締役（以下「適格対象者」という。）の利益のために、ESOS を設立、実施及び運営すること。ESOS 案に関する 2020 年 11 月 10 日付けの株主に対する説明書の別紙Ｉに定める 2020 年スキームの規約（以下「規約」という。）に従って、当該スキームに基づき、適格対象者に対して当社の株式資本の新普通株式を引き受けるオプション(以下「オプション」という。）が付与され、2020 年スキームの発効日から 10 年間の期間とすること。

(ii)　ESOS 案に基づくオプションの行使について発行することが求められる当社新普通株式（以下「普通株式」という。）を、適格対象者に対して又は適格対象者を指図人として随時割り当て、発行すること。但し、2020 年スキームの期間中、発行される新普通株式の総数が、当社が実施する当社の新普通株式の発行を伴うその他の株式発行スキームに基づき発行される新普通株式の数と総合して、当社の発行済株式総数(自己株式（もしあれば）を除く。)の 15%又はブルサ証券若しくは関係当局が随時許可する発行済株式総数（自己株式がある場合は除く）に対するその他の割合を超えないこと並びに当該新普通株式は割り当て及び発行時に、当社の発行済普通株式とあらゆる点で同位同等であるものとし、議決権、譲渡若しくはその他の権利等について（これらに限定されない。）当社の定款の規定の対象となる。但し、新株引受権、割当又はその他の分配に参加する権利がある場合、新普通株式は当該新株引受権、割当又は分配に参加する権利について、配当金、新株引受権、割当又はその他の分配を受けるために、ブルサ・マレーシア・デポジタリー・センドリアン・バーハッドの終業時の時点で預託者名簿に当社株主が登録されていなければならない日から７営業日前に行使日が発生した場合には、発行済普通株式と同位同等とする。

(iii)　当局の要請若しくは承認に従って、又は当局若しくは当社取締役会(以下「取締役会」という。)が必要と判断した場合には、随時 2020 年スキームを変更及び／又は修正すること。但し、当該変更及び／又は修正が、変更及び／又は修正に関する規約の規定に従って実施、承認されたものであることを条件とする。

(iv)　ESOS 案に基づいて付与されるオプションの行使に基づいて随時発行され、割り当てられることができる新規株式の上場及び見積について、適切な時期に、ブルサ・セキュリティーズに対して必要な申請を行うこと。

(v)　ESOS 案及び規約を完全に有効にするために必要若しくは得策であると判断したすべての行為を行い、すべての取引、取り決め、合意及び署名又は約束を行い、規則や規制を制定し、その他の条件を課し、その権限の一部を委任すること。

当社の取締役会は、修正を行い、該当する政府又は規制当局が課す条件、変更、修正及び訂正（もしあれば）に従う完全な権限を有し、上記を行う権限を与えられ、上記を実施、完了、実行するために、適切、必要、得策及び／又は適当であると判断した約定、取引、取り決め、証書、合意、約束、補償、移転、譲渡及び保証を行うための手続を行い、締結し、実行する権限を与えられること。

ESOS 案に関する 2020 年 11 月 10 日付けの株主に対する説明書の別紙 I に定める規約案は、ブルサ・セキュリティーズの上場規程に従ったものであり、当該規約をここに承認すること。」

通常議案（第２号議案から第 29 号議案）

「上記第 1 号議案が可決され、かつ、かかる承認が有効である限りにおいて、すべての関連当局より承認を得ることを条件として、取締役会及び／又は ESOS 案の委員会（以下「オプション委員会」）は、2020 年スキームの期間中、以下の者に 2020 年スキームの新株を引き受けるオプションを随時提供し、付与する権限を与えられる。」

(i)　当社取締役

通常決議	氏名	役職
第 2 議案	タン・スリ・ダト（ドクター）フランシス・ヨー・ソック・ピン	会長
第 3 議案	ダト・ヨー・ソック・キアン	取締役社長
第 4 議案	ダト・チョン・キープ・タイ	独立非常勤取締役
第 5 議案	ダト・ヨー・スー・ミン	常勤取締役
第 6 議案	ダト・ヨー・ソック・ホン	常勤取締役
第 7 議案	ダト・スリ・マイケル・ヨー・ソック・シオン	常勤取締役
第 8 議案	ダト・ヨー・スー・ケン	常勤取締役
第 9 議案	ダト・マーク・ヨー・ソック・カー	常勤取締役
第 10 議案	ダト・アハマド・フアード・ビン・モード・ダハラン	独立非常勤取締役
第 11 議案	サイード・アブドゥッラー・ビン・サイード・アブドゥル・カディル	常勤取締役
第 12 議案	ファイズ・ビン・イシャック	独立非常勤取締役
第 13 議案	ラジャ・ノールマ・ビンティ・ラジャ・オスマン	独立非常勤取締役

(ii)　当社取締役の関係者で当グループの従業員である者

通常決議	氏名
第 14 議案	スリ・ダタン・セリ・タン・カイ・ヨン
第 15 議案	ダタン・キャスリーン・チュー・ワイ・リン
第 16 議案	ヨー・ペイ・チーン
第 17 議案	ヨー・ケオン・ヨー
第 18 議案	ヨー・ケオン・シアン
第 19 議案	ヨー・ケオン・ジュン
第 20 議案	ヨー・ペイ・ウェン
第 21 議案	ジェラルディン・シュシャン・ドライザー
第 22 議案	ヨー・ペイ・リーン
第 23 議案	ヨー・ペイ・ニー

第 24 議案	ヨー・ペイ・ティーン
第 25 議案	ヨー・ケオン・ウェイ
第 26 議案	タン・チエン・フェイ
第 27 議案	ヨー・ケオン・ユアン
第 28 議案	ヨー・ペイ・ツェン
第 29 議案	ヨー・ケオン・イーン

ただし、次のことを条件とする。

(i) 当社及び／又はその対象となる子会社の取締役及び上級管理職は、自身への割当及びその関係者への割当の審議又は議論に参加しないこと。
(ii) 当社及び/又はその適格子会社の取締役及び上級管理職に割り当てられる株式の合計が 2020 年スキームの下で利用可能な新株の 70%を超えないこと。
(iii) 適格対象者が単独で、又は当該適格対象者と関係のある者と合わせて、当社の発行済株式資本（自己株式がある場合は除く）の 20%以上を保有している場合、その適格対象者に割り当てられる株式が 2020 年スキームに基づき利用可能な新株の 10%を超えないこと。

2020 年スキームを管理・構成する規約、及びブルサ・セキュリティーズの上場規則、又はブルサ・セキュリティーズ又はその他の関連当局が随時修正して発行する一般的なガイドラインに従って行われる可能性のある条件及び/又は調整が常に適用される。

取締役会は、ESOS 案の下でのオプションの行使に伴い、2020 年スキームの期間中、上記の者に対して、新株を随時割り当て、発行する権限を与えられる。」

取締役会の命により

ホー・セイ・ケン
秘書役
クアラルンプールにて
日付：2020 年 11 月 10 日

注：

リモート参加及び投票

1. 臨時株主総会（「EGM」）は、TIIHオンラインウェブサイト（https://tiih.online）の指定株式登録機関及びAGMの投票管理者であるTricor Investor & Issuing House Services Sdn Bhd（「Tricor」）が提供するリモート参加・投票（「RPV」）機能を使用して、ライブストリーミング及びオンライン遠隔投票を通じてインターネット上で実施されます。登録、参加、発言（リアルタイムでタイプした文章を提出する方法）、投票を行うには、当社のウェブサイト（http://ytl.com/meetings）に掲載されている「臨時株主総会の手引き」に記載されている手順に従って、RPV設備を利用して遠隔地から登録、参加、発言、投票を行ってください。

放送会場

2. EGMの放送会場は、2016 年会社法第 327 条(2)項に準拠するためのものであり、総会の議長は総会の主要会場に出席することが義務付けられています。株主／代理人／代表者は、EGM当日、放送会場に物理的に出席することはできません。

代理人

3. 当社の総会に出席し、投票する権利を有する株主（1991年証券業（中央預託）法（「SICDA」）に定義される証券口座名義人を含む）は、RPV設備を通じて株主に代わってEGMに参加する代理人を2名まで任命することができます。

4. 複数の実質株主のために一つの口座（「オムニバス・アカウント」）において当社株式を所有する株主が、SICDAに定義される免除された証券口座名義人である場合には、所有している各オムニバス・アカウントについて当該証券口座名義人が選任できる代理人の数には制限はありません。

5. 代理人は当社の株主である必要はありません。株主が複数の代理人を任命する場合、各代理人が代表する株式の割合を指定しない限り、その任命は無効となります。

6. 代理人を選任する書面は、指名者又は書面により指名者に適式に任命された代理人により署名された書面とし、指名者が会社である場合には、会社の社印又は役員若しくは権限を与えられた代理人の署名によるものとします。

7. 代理人の選任は、以下に定める通り、ハードコピー又は電子的な方法で行うことができ、EGMの開催時間として指定された時間の 48 時間前、すなわち 2020 年 11 月 29 日午後 3 時 30 分までに Tricor が受領しているものとします。

(i) ハードコピーの様式（すべての株主に該当）
委任状の原本、委任状又はその他の権限（署名されたものがある場合）、又はその権限又は権限の公証人による認証済みのコピー又はオフィス・コピーは、Tricor（Unit 32-01, Level 32, Tower A, Vertical Business Suite, Avenue 3, Bangsar South, No. 8. Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Wilayah Persekutuan, Malaysia）又はそのカスタマー・サービス・センター（Unit G-3, Ground Floor, Vertical Podium, Avenue 3, Bangsar South, No. 8, Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Wilayah Persekutuan, Malaysia）に預託してください。

(ii) Tricorオンライン・システム（TIIHオンライン）（個人投資家のみ該当）
委任状は、TIIH オンライン（https://tiih.online）を経由して、Tricor に電子的に提出することができます。臨時株主総会の手引きに記載されている手順に従ってください。

8. RPV設備を通じてEGMに出席することのできる株主を決定するため、当社はブルサ・マレーシア・デポジタリー・センドリアン・バーハッドに対して、当社の定款第59条及びSICDA第34条(1)に基づき、2020年11月23日現在の総会預託者名簿を発行するよう依頼します。2020年11月23日現在の当該名簿に記載された預託者のみが、当該総会に本人として出席でき、又は、出席及び議決権行使の代理人を選任することができます。

法人株主の代表者

9. 代表者を任命した法人株主は、EGM の開催時間として指定された時間の 48 時間前、又は EGM が延会された場合に任命証明書に記載された代表者が投票する当該延会された EGM の開催時間として指定された時間の 48 時間前までに、代表者の任命証明書の原本を、Tricor（Unit 32-01, Level 32, Tower A, Vertical Business Suite, Avenue 3, Bangsar South, No. 8. Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Wilayah Persekutuan, Malaysia）又はそのカスタマー・サービス・センター（Unit G-3, Ground Floor, Vertical Podium, Avenue 3, Bangsar South, No. 8, Jalan Kerinchi, 59200 Kuala Lumpur, Wilayah Persekutuan, Malaysia）に預託してください。

［訳注：日本の実質株主が議決権を行使する場合には、下記の議決権代理行使指図書及び不動化証明書を下記の受付窓口に提出し、株式会社証券保管振替機構を通じて議決権を行使することになります。したがって、上記の各注 1.～9.の記載は、日本の実質株主には関係いたしません。］

［ESOS 案に関する 2020 年 11 月 10 日付けの株主に対する説明書（英文のみ）を必要とされる日本の実質株主の方は、三井住友信託銀行株式会社までご請求ください。］

議決権代理行使指図書

東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
株式会社証券保管振替機構　御中

私は、外国株券振替決済制度に基づき貴社に寄託されているワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド株式の実質所有者として、2020 年 12 月１日開催の同社の臨時株主総会及びその延会において付議される議案について、下記（○印で表示）のとおり議決権を行使するよう指示します。

なお、下記議案以外の事項が同総会において提出・付議された場合には、特に指図ある場合を除き貴社の最良の判断に基づいて議決権を行使してください。

記

議案		賛成	反対
第 1 号議案	ワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド及び／又は適格子会社の適格従業員及び取締役を対象とする新たな従業員株式オプション制度の設立の提案		
第 2 議案	タン・スリ・ダト（ドクター）フランシス・ヨー・ソック・ピンに対するオプション発行の提案		
第 3 議案	ダト・ヨー・ソック・キアンに対するオプション発行の提案		
第 4 議案	ダト・チョン・キープ・タイに対するオプション発行の提案		
第 5 議案	ダト・ヨー・スー・ミンに対するオプション発行の提案		
第 6 議案	ダト・ヨー・ソック・ホンに対するオプション発行の提案		
第 7 議案	ダト・スリ・マイケル・ヨー・ソック・シオンに対するオプション発行の提案		
第 8 議案	ダト・ヨー・スー・ケンに対するオプション発行の提案		
第 9 議案	ダト・マーク・ヨー・ソック・カーに対するオプション発行の提案		
第 10 議案	ダト・アハマド・フアード・ビン・モード・ダハランに対するオプション発行の提案		
第 11 議案	サイード・アブドゥッラー・ビン・サイード・アブドゥル・カディルに対するオプション発行の提案		
第 12 議案	ファイズ・ビン・イシャックに対するオプション発行の提案		
第 13 議案	ラジャ・ノールマ・ビンティ・ラジャ・オスマンに対するオプション発行の提案		
第 14 議案	スリ・ダタン・セリ・タン・カイ・ヨンに対するオプション発行の提案		
第 15 議案	ダタン・キャスリーン・チュー・ワイ・リンに対するオプション発行の提案		
第 16 議案	ヨー・ペイ・チーンに対するオプション発行の提案		
第 17 議案	ヨー・ケオン・ヨーに対するオプション発行の提案		
第 18 議案	ヨー・ケオン・シアンに対するオプション発行の提案		
第 19 議案	ヨー・ケオン・ジュンに対するオプション発行の提案		
第 20 議案	ヨー・ペイ・ウェンに対するオプション発行の提案		
第 21 議案	ジェラルディン・シュシャン・ドライザーに対するオプション発行の提案		
第 22 議案	ヨー・ペイ・リーンに対するオプション発行の提案		
第 23 議案	ヨー・ペイ・ニーに対するオプション発行の提案		
第 24 議案	ヨー・ペイ・ティーンに対するオプション発行の提案		
第 25 議案	ヨー・ケオン・ウェイに対するオプション発行の提案		
第 26 議案	タン・チエン・フェイに対するオプション発行の提案		
第 27 議案	ヨー・ケオン・ユアンに対するオプション発行の提案		
第 28 議案	ヨー・ペイ・ツェンに対するオプション発行の提案		
第 29 議案	ヨー・ケオン・イーンに対するオプション発行の提案		

2020 年　　月　　日

実質株主住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

実質株主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　実質所有株数 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株

実質株主番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ご注意）

この指図書は、お取引の証券会社が発行する「不動化証明書」とともに 2020 年 11 月 24 日午後 1 時までに指図書原本を下記当受付窓口に直接ご提出ください。

（東京）　東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 1 号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

（大阪）　大阪府大阪市中央区北浜４丁目５番３３号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部

なお、ご郵送の場合には、下記場所へ 2020 年 11 月 24 日午後１時までに指図書原本が到着するようにご送付ください。

〒１６８－００６３
東京都杉並区和泉２丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部気付
株式会社証券保管振替機構

不 動 化 証 明 書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（証券会社名）　　（実質株主の住所及び氏名）

＿＿が所有のワイ・ティー・エル・コーポレーション・バーハッド株式＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株は、外国証券取引口座約款に基づく国内委託取引に係るものであり、

Ⅰ　（2020 年 11 月 23 日（基準日）までに本証明書を発行する場合）

2020 年　　月　　日現在上記の者が上記株式の実質株主であり、2020 年 11 月 23 日（基準日）まで、これを不動化することを証明します。

Ⅱ　（2020 年 11 月 23 日（基準日）以降に本証明書を発行する場合）

2020 年 11 月 23 日（基準日）現在上記の者が上記株式の実質株主であることを証明します。

（注：Ⅰ、Ⅱのいずれかに○をして選択すること）

2020 年　　月　　日

証券会社住所＿＿

証券会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

担 当 者 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿